

知的財産注目判例の解説

難易度

中級

～均等論、消尽論等に関する重要裁判例の解説～

平成30年10月16日(火) 10:00～17:00

講師 三村 量一 氏 長島・大野・常松法律事務所 弁護士、
元 知的財産高等裁判所 判事



◆多様化する知的財産権法への理解を深め、実務に対処できる知識をさらに得るためには、法律条文のみならず、重要判例を押さえておくことが大変重要です。判例には、具体的な個々のケースに対する裁判所の判断が示されており、知財実務の方向性を示す指針になっています。

◆特に、平成29年3月24日最高裁判決の対象となった均等論や平成19年11月8日最高裁判決の対象となった消尽論等の重要論点に関しては、特許権に基づく権利行使の枢要として、知財実務者は、関連する判例の内容につき必ず理解しておかなければなりません。

◆本講座は、知的財産分野の多くの重要判決に携わった、元知的財産高等裁判所判事が、知財実務において大きな影響を与えている「均等論」、「消尽論」等を語る際に必須の重要判決について、事件の概要、争点、判旨、判決に対する見解等を交えて、分かりやすく解説いたします。

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◇本講座は、企業や特許事務所の特許出願実務に携わる方々で経験年数が2年～5年の方々にお勧めします。

◆日時 平成30年10月16日(火) 10:00～17:00

◆会場 発明会館7階 研修ルーム

◆定員 50名

◆講師 三村 量一 氏 長島・大野・常松法律事務所 弁護士、元 知的財産高等裁判所 判事

◆受講料 会員16,500円・一般19,000円 (※消費税8%込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)